

A M D A ボ ラ ン テ ィ ア 定 期 預 金

1.商品名	A M D A ボ ラ ン テ ィ ア 定 期 預 金
2.販売対象	個人のみ
3.期間	1年 自動継続（元金継続）のみの取扱いとします。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 10万円以上 1円単位
5.払戻方法	自動継続中止により満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	預入時におけるスーパー定期1年の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	なし
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となります。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。 ・マル優の取扱いができます。 ・定期預金の利息から寄付した寄付金は税控除の対象となります。
9.中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率</p> <p style="padding-left: 2em;">" 6か月以上1年未満の場合……約定利率×50%</p>
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日に税引後利息の20%相当額（上限1万円）を利息受取口座より引落とし、翌月A M D Aへ寄付します。 ・利息受取口座は当座預金と普通預金のみとします。 ・自動継続を中止した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 なお、自動継続中止および中途解約の場合、寄付はおこないません。 ・利息については20%の分離課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税（0.315%）が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

（平成29年5月8日現在）